

恵庭市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第6号

恵庭市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

恵庭市子ども発達支援センター条例（平成14年条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略）  （事業） 第3条 発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。 （1） 児童福祉法(昭和22年法律164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項の障害児通所支援事業(医療型児童発達支援に係るものを除く。) （2） 法第6条の2の2第7項の障害児相談支援事業 （3）・（4）（略）  第4条～第7条（略）	第1条・第2条（略）  （事業） 第3条 発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。 （1） 児童福祉法(昭和22年法律164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項の障害児通所支援事業 _____ （2） 法第6条の2の2第6項の障害児相談支援事業 （3）・（4）（略）  第4条～第7条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。